

表1. 特定化学物質とその管理濃度

名称	管理濃度 ^{d)}	種別	類型	特別管理	女性則対象物質 ^{f)}
1 ジクロロベンジン及びその塩	—	第1類物質	—	○	—
2 アルファ・ナフチルアミン及びその塩	—		—	○	—
3 塩素化ビフェニル(別名PCB)	0.01 mg/m ³		—	—	○
4 オルトトリジン及びその塩	—		—	○	—
5 ジアニジン及びその塩	—		—	○	—
6 ベリリウム及びその化合物	Beとして 0.001 mg/m ³		—	—	○
7 ベンゾトリクロロド	0.05 ppm		—	—	○
8 1～6までに掲げる物をその重量の1%を超えて含有し、又は7に掲げるものをその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他の物(合金にあっては、ベリリウムをその重量の3%を超えて含有するものに限る)	—		—	—	○
1 アクリルアミド	0.1 mg/m ³	第2類物質	特定	—	○
2 アクリロニトリル	2 ppm		特定	—	—
3 アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る)	Hgとして 0.01 mg/m ³		管理	—	—
3の2 インジウム化合物	—		管理	○	—
3の3 エチルベンゼン	20 ppm		特別有機溶剤等	○	○
4 エチレンイミン	0.05 ppm		特定	○	○
5 エチレンオキシド	1 ppm		特定	○	○
6 塩化ビニル	2 ppm		特定	○	—
7 塩素	0.5 ppm		特定	—	—
8 オーラミン	—		オーラミン等	○	—
8の2 オルト・トルイジン	1 ppm		特定	○	—
9 オルト・パラ・ジクロロベンゼン	0.01 mg/m ³		管理	—	—
10 カドミウム及びその化合物	Cdとして 0.05 mg/m ³		管理	—	カドミウム化合物
11 クロム酸及びその塩	Crとして 0.05 mg/m ³		管理	○	クロム酸塩
11の2 クロロホルム	3 ppm		特別有機溶剤等	○	—
12 クロロメチルメチルエーテル	—		特定	○	—
13 五酸化バナジウム	Vとして 0.03 mg/m ³		管理	—	○
13の2 コバルト及びその無機化合物	0.02 mg/m ³		管理	○	—
14 コールタール	ベンゼン可溶性成分として 0.2 mg/m ³		管理	○	—
15 酸化プロピレン	2 ppm		特定	○	—
15の2 三酸化ニアンチモン	Sbとして 0.1 mg/m ³		管理	○	—
16 シアン化カリウム	CNとして 3 mg/m ³		管理	—	—
17 シアン化水素	3 ppm		特定	—	—
18 シアン化ナトリウム	CNとして 3 mg/m ³		管理	—	—
18の2 四塩化炭素	5 ppm		特別有機溶剤等	○	—
18の3 1,4-ジオキサン	10 ppm		特別有機溶剤等	○	—
18の4 1,2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)	10 ppm		特別有機溶剤等	○	—
19 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	0.005 mg/m ³		特定	○	—
19の2 1,2-ジクロロプロパン	1 ppm		特別有機溶剤等	○	—
19の3 ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)	50 ppm		特別有機溶剤等	○	—
19の4 ジメチル-2,2-ジクロロプロピルホスフェイト(DDVP)	0.1 mg/m ³		特定	○	—
19の5 1,1-ジメチルヒドランジン	0.01 ppm		特定	○	—
20 臭化メチル	1 ppm		特定	—	—
21 重クロム酸及びその塩	Crとして 0.05 mg/m ³	管理	○	—	
22 水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く)	Hgとして 0.025 mg/m ³	管理	—	○	
22の2 スチレン	20 ppm	特別有機溶剤等	○	○	
22の3 1,1,2,2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)	1 ppm	特別有機溶剤等	○	—	
22の4 テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)	25 ppm	特別有機溶剤等	○	○	
22の5 トリクロロエチレン	10 ppm	特別有機溶剤等	○	○	
23 トリレンジイソシアネート	0.005 ppm	特定	—	—	
23の2 ナフタレン	10 ppm	特定	○	—	
23の3 ニッケル化合物(24に掲げる物を除き、粉状の物に限る)	Niとして 0.1 mg/m ³	管理	○	塩化ニッケル(Ⅱ)	
24 ニッケルカルボニル	0.001 ppm	特定	○	—	
25 ニトログリコール	0.05 ppm	管理	—	—	
26 パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン	—	特定	○	—	
27 パラ-ニトロクロロベンゼン	0.6 mg/m ³	特定	—	—	
27の2 砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く)	Asとして 0.003 mg/m ³	管理	○	砒素化合物	
28 弗化水素	0.5 ppm	特定	—	—	
29 ベータ-プロピオラクトン	0.5 ppm	特定	○	○	
30 ベンゼン	1 ppm	特定	○	—	
31 ベンタケルフェノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩	PCPとして 0.5 mg/m ³	管理	—	○	
31の2 ホルムアルデヒド	0.1 ppm	特定	○	—	
32 マゼンタ	—	オーラミン等	○	—	
33 マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く)	Mnとして 0.05 mg/m ³	管理	—	マンガン	
33の2 メチルイソブチルケトン	20 ppm	特別有機溶剤等	○	—	
34 沃化メチル	2 ppm	特定	—	—	
34の2 溶接ヒューム	—	管理	—	—	
34の3 リフラクトリーセラミックファイバー	5μm以上の繊維として 0.3 本/cm ³	管理	○	—	
35 硫化水素	1 ppm	特定	—	—	
36 硫酸ジメチル	0.1 ppm	特定	—	—	
37 e) 1から36までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの(14, 16, 18, 27, 28号については5%、それ以外については1%を超えるものが該当。)	—	—	—	—	
1 アンモニア	—	第3類物質 ^{e)}	—	—	—
2 一酸化炭素	—		—	—	—
3 塩化水素	—		—	—	—
4 硝酸	—		—	—	—
5 二酸化硫黄	—		—	—	—
6 フェノール	—		—	—	—
7 ホスゲン	—		—	—	—
8 硫酸	—		—	—	—
9 1から8までに掲げるものを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの(6号については5%、それ以外については1%を超えるものが該当。)	—		—	—	—
鉛則 ^{g)} 鉛およびその化合物	—	鉛則	—	—	○
石綿則 ^{h)} 石綿	5μm以上の繊維として 0.15 本/cm ³	石綿則	—	—	—

表2. 有機溶剤とその管理濃度

名称	管理濃度(ppm)	種別	女性則対象物質 ^{f)}
28 1,2-ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン)	150	第1種有機溶剤 ^{a)}	—
38 二硫化炭素	1		○
1 アセトン	500	第2種有機溶剤 ^{b)}	—
2 イソブチルアルコール	50		—
3 イソプロピルアルコール	200		—
4 イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)	100		—
5 エチルエーテル	400		—
6 エチレンジクロロモノエチルエーテル(別名セロソルブ)	5		○
7 エチレンジクロロモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)	5		○
8 エチレンジクロロモノ-ノルマル-ブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ)	25		—
9 エチレンジクロロモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)	0.1		○
10 オルト-ジクロロベンゼン	25		—
11 キシレン	50		○
12 クレゾール	5		—
13 クロルベンゼン	10		—
15 酢酸イソブチル	150		—
16 酢酸イソプロピル	100		—
17 酢酸イソペンチル(別名酢酸イソアミル)	50		—
18 酢酸エチル	200		—
19 酢酸ノルマル-ブチル	150		—
20 酢酸ノルマル-プロピル	200		—
21 酢酸ノルマル-ペンチル(別名酢酸ノルマル-アミル)	50		—
22 酢酸メチル	200		—
24 シクロヘキサノール	25		—
25 シクロヘキサノン	20		—
30 NN-ジメチルホルムアミド	10		○
34 テトラヒドロフラン	50		—
35 1,1,1-トリクロロエタン	200		—
37 トルエン	20		○
39 ノルマルヘキサン	40		—
40 1-ブタノール	25		—
41 2-ブタノール	100		—
42 メタノール	200		○
44 メチルエチルケトン	200		—
45 メチルシクロヘキサノール	50		—
46 メチルシクロヘキサノン	50	—	
47 メチル-ノルマル-ブチルケトン	5	—	
48 ガソリン	—	—	
49 コールタールナフサ(ソルベントナフサを含む)	—	—	
50 石油エーテル	—	第3種有機溶剤 ^{c)}	—
51 石油ナフサ	—		—
52 石油ベンジン	—		—
53 テレピン油	—		—
54 ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む)	—		—
55 前各号に掲げる物のみから成る混合物	—		—

- a) 第1種有機溶剤のみから成る混合物や第1種有機溶剤を5重量%を超えて含有するものも該当。
- b) 第2種有機溶剤のみから成る混合物や第1種及び第2種有機溶剤を5重量%を超えて含有するものも該当。
- c) 特定化学物質第3類や第3種有機溶剤は、作業環境測定対象外。
- d) インジウムの管理濃度は決められていない。
- e) エチルベンゼン及び1,2-ジクロロプロパンは、1%を超えて含有する製剤及び1%以下を含有しかつ有機溶剤と合わせてその重量の5%を超えて含有する製剤が該当。この2物質は対象となる業務に限定されている。
- f) 女性則：労働基準法女性労働基準規則。
- g) 鉛則：鉛中毒予防規則。
- h) 石綿則：石綿障害予防規則。

2020/5/22

特定化学物質33、34の2の改正はR3.4.1より施行

- ・塩基性酸化マンガンの追加
- ・溶接ヒュームの追加
- ・マンガン及びその化合物の管理濃度の変更(0.2→0.05 mg/m³)